

## 平成22年度独立行政法人平和祈念事業特別基金年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の平成22年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 業務経費の削減

- (1) 業務経費（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く）全般の削減については、業務運営の効率化を進め、更なる節減に努める。

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。

#### 2 外部委託の推進

外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。

#### 3 組織運営の効率化

組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。

#### 4 随意契約の見直し

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

- (2) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に沿って策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等についても、競争性、透明性が十分確保されるように契約の適正化を推進する取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会による点検、見直しの状況及び契約の改善についてのフォローアップ状況を公表する。

なお、監事による監査においても、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 資料の収集、保管及び展示

#### (1) 資料の収集

- ① 個人が所有する恩給欠格者（旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）のうち、必要に応じ、未収集の重要な関係資料について収集し、適切に国へ移管する。
- ② 既存の寄託品については、寄贈への切替を所有者に依頼する。  
なお、所有者の所在不明又は所有者への連絡が不能のため承諾を得られないことにより寄贈への切替が困難な寄託品の扱いについては、資料整備等検討委員会において方針決定し、その決定により処理する。

#### (2) 資料の保管

総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討結果（以下「在り方の検討結果」という。）を踏まえつつ、次の事項を行い、関係資料を国へ適切に移管する。

##### ① 適切な保管

###### ア 環境の整備

資料整備及び資料の引継ぎに支障を来さないよう、良好な保管環境を維持する。

###### イ 関係資料の修理等

専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。

##### ② 適切な保存措置

###### ア 適切な環境での保管

必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿の倉庫に保管する。

###### イ 劣化防止

関係資料については、必要に応じて、劣化防止のための措置を講ずる。

##### ③ 平成22年度に寄贈された関係資料の電子データ化については、前年に引き続き実施する。

また、関係資料の画像化については、積極的に推進する。

### (3) 資料の展示

#### ① 平和祈念展示資料館

関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、定休日（月曜日）の臨時開館等を継続する。

また、インターネット資料館の開設に伴う新入館者に対し、適切な対応を行うことにより、リピーターの増を図る。

なお、平成 22 年 4 月から 9 月までの 6 か月間の入館者数が目標の 3 万 3 千人以上となるように努める。

#### ② 特別企画展

##### ア 企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、関係資料、収蔵資料を展示する特別企画展を 3 回開催し、集客の底上げを図る。

㊦ 4・5 月 「祖国日本までの長い道のり一兵士が、抑留者が、引揚者が一」

㊧ 6・7 月 「家族の肖像一生と死の記憶一」

㊨ 8・9 月 「終戦記念特別展一65 年目の夏、あの日あのとき一」

##### イ 講演会等

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会（シンポジウム（6 月 6 日（日））、フォーラム（8 月 8 日（日））、朗読会）、トークショー等を計画的に開催し、平和祈念展示資料館の集客の底上げを図る。

#### ③ 平和祈念展

平成 22 年 8 月 10 日（火）～15 日（日）の 6 日間に「平和祈念展」を新宿駅西口広場イベントコーナー（予定）で開催し、入場者数の目標 1 万 1 千人以上とする。

なお、開催するに当たっては、特別企画展「終戦記念特別展一65 年目の夏、あの日あのとき一」と連携した企画を工夫することにより、平和祈念展示資料館の集客の底上げを図る。

#### ④ 地方展示会

地方展示会は、関係団体への委託により全国各地で計画的に開催する。

#### ⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展の入場者に対して、アンケートを実施し、それぞれ過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容等の充実を図る。

#### ⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを行う。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

在り方の検討結果を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、資料データベースの整備等を適切に進める。

なお、総合情報データベースシステムについては、ハードディスクを含め、サーバー機器全体を新たにレンタルし、データとともに国へ移管する。

(5) インターネット資料館の運用

資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、昨年度開設したインターネット資料館を適切に運用し、国へ移管する。

2 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 出版物等の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー（個人視聴）において視聴できるようにし、積極的活用を図る。

(2) 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」は、関係団体への委託により、計画的に開催する。

なお、開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

(3) 語り部の積極的活用

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、平和祈念展示資料館において、ゴールデンウィーク、夏休み期間中に、いわゆる「語り部」を配置するほか、団体入館者の要望に応じるなど、延40人以上の「語り部」を配置する。

(4) 催し等への助成

財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭及び現地慰霊訪問に対し助成を行う。

3 特別記念事業

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑は、22年7月末までに建立し、国へ移管する等の特別記念事業を適切に行う。

#### 4 特別給付金支給事業

##### (1) 特別給付金の支給

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）（以下「戦後強制抑留者」という。）の請求に対し、特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。

##### (2) 特別給付金支給事業の請求期間

戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める期日の翌日から平成24年3月31日までとする。

##### (3) 特別給付金支給事業に要する経費

特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。

特別給付金の額は、本邦への期間の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給する。

<u>本邦への帰還の時期の区分</u>	<u>金額</u>
<u>昭和23年12月31日まで</u>	<u>25万円</u>
<u>昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで</u>	<u>35万円</u>
<u>昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで</u>	<u>70万円</u>
<u>昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで</u>	<u>110万円</u>
<u>昭和30年1月1日以降</u>	<u>150万円</u>

##### (4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金支給事業の実施に当たっては、対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するほか、新聞等による広報、ホームページへの掲載などきめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。

##### (5) 特別給付金の支給のための準備

「特別給付金の支給事務実施規程」を策定し、特別給付金の円滑な支給のための事務処理体制を整えるとともに、受付開始に向けて早急かつ確実に準備事務を行う。

##### (6) 標準審査期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の検討を行い、標準的な審査期間を次のとおりとする。

① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月

② 上記以外の者については3か月

##### (7) 申請者への通知

特別給付金の審査の結果、該当者には「認定通知書」を、非該当者には理由を付した「却下通知書」を速やかに送付する。

## 5 その他の重点事項

### (1) 効果的な広報

平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。

### (2) ホームページの充実

常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、平成 22 年 4 月から 9 月までの 6 か月間のアクセス件数の目標を 38 万以上とする。

### (3) 地方公共団体との連携

特別給付金支給事業の実施に当たっては、地方公共団体と緊密な連携を図る。

### (4) 関係資料館との連携

基金と運営目的が類似している資料館との連携に努める。

### (5) 基金記録史の作成・掲載

これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し、ホームページへ掲載する。

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。

## 第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 環境対策

環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。

### 2 危機管理

平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。

### 3 職場環境

メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。

### 4 内部統制・ガバナンス強化

役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。

## 第5 経過規定

1 第2の1～3の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。

なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。

2 第2の5 ((3)を除く。) 及び第4の2については、平成22年10月以降、適用しない。

別 添

1 予算 (単位：百万円)	
区 分	金 額
収入	
運営費交付金	354
運用収入	153
臨時収入	17,118
事業外収入	-
計	17,626
支出	
慰藉事業費	17,436
一般管理費	157
翌年度への繰越金	34
計	17,626

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	160
支出	
慰謝事業費	160

うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	16,958
支出	
慰謝事業費	16,958

- (注) 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業分及び特別給付金支給事業分として整理したものと運用収入である。
- 2 運用収入及び臨時収入は、金利動向等により変動する可能性がある。
- 3 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

【人件費の見積り】

期間中総額 170百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

## 2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
費用の部	17,636
経常費用	17,602
慰藉事業費	17,436
一般管理費	157
減価償却費	10
財務費用	0
臨時費用	0
純利益	34
収益の部	17,636
経常収益	725
運営費交付金	354
運用収入	153
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返補助金戻入	0
財務収益	208
臨時利益	16,911
総利益	34
目的積立金取崩額	-
純利益	34

### うち特別記念事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	160
収益の部	
経常収益	
財務収益	5
臨時利益	155

### うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	16,958
収益の部	
経常収益	
財務収益	203
臨時利益	16,756

- (注) 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業分及び特別給付金支給事業分として整理したもののうち、平成22年度の取崩し予定額と運用収入である。
- 2 運用収入及び臨時利益は、金利動向により変動する可能性がある。

- 3 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

### 3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
資金支出	32,767
業務活動による支出	17,467
投資活動による支出	14,471
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	829
資金収入	32,767
業務活動による収入	715
運営費交付金による収入	354
運用収入	361
投資活動による収入	19,226
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	12,826

#### うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	160
業務活動による支出	35
投資活動による支出	125
資金収入	160
業務活動による収入	
運用収入	5
投資活動による収入	155

#### うち特別給付金支給事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	16,958
資金収入	16,958
業務活動による収入	
運用収入	203
投資活動による収入	16,756

- (注) 運用収入及び投資活動による収入は、金利動向等により変動する可能性がある。